

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、
たる翌日)

鳥取県告示第十四号

地力増進法(昭和五十九年法律第三十四号)第六条第一項の規定に基づき、地力増進対策指針を次のとおり定めたので、同条第四項の規定により告示する。

平成三年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

◇告示

示

- 地力増進対策指針の決定(農業改良課)
- 県営土地改良事業計画の変更(農村整備課)
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定(三件)(〃)
- 土地改良事業の認可(〃)
- 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(〃)
- 土地改良事業の工事の完了(〃)
- 保安林の指定の解除(造林課)
- 保安林の指定の解除予定(三件)(〃)
- 基本測量の終了(二件)(管理課)
- 開発行為に関する工事の完了(三件)(都市計画課)
- 遊技機の型式の検定(防犯少年課)
- ◆公安告示

指定番号	地区名	地力増進地域
六一〇一	名和町	地力増進対策指針
名和地区	一 地力増進地域内の土壤の性質	本地域は、大山の北部に位置し、砂礫台地及び大山山麓から流れる阿弥陀川、名和川などの谷底平野に分布し、標高二千一百メートルである。 土壤は、主に中粗粒質の多湿黒ボク土、灰色低地土であり、日減水深が大きく保肥力が小さいが、一部では排水不良水田も見られる。 また、可給態窒素、苦土、カリ、遊離酸化鉄などの含有量の低い土壤が多い。

- 二 土壤の性質の改善目標
1 作土の深さは、十五センチメートル以上とする。

六一〇一

八東町
八東地区

- 一 地力増進地域内の土壌の性質
本地域は、八東川沿いに開けた沖積性の谷底平野及び一部山沿いの砂礫台地からなり、標高百～三百メートルの東西に細長く伸びた地域である。
- 水田土壌は、中粗粒の礫質灰色低地土壌がほとんどを占め、一部にはほ場整備の際の圧密、客土の影響により、土壌の性質を改善するための資材の施用に関する事項及び耕うん整地その他地力の増進に必要な営農に関する事項

- 2 日減水深は、二十一～三十三ミリメートルとする。
3 可給態窒素含有量は、乾度百グラム当たり八ミリグラム以上とする。
- 三 土壤の性質を改善するための資材の施用に関する事項及び耕うん整地その他地力の増進に必要な営農に関する事項

- 1 深耕などにより、作土深を確保する。
2 漏水過多田では代かきを入念に行つとともに、必要があればベントナイト等の粘土質の土壤改良資材を施用する。
3 腐熟した有機物を施用し、地力の増進を図る。生わらを施用する場合には作溝等による排水対策を講ずる。
4 合鉄資材又はけい酸質資材は、土壤凹、塩基バランスを考慮して選択する。

四 その他地力の増進を図るために必要な事項

- 1 有機物の確保に当たっては、畜産農家等との連携及び堆肥製造施設の活用を図る。
2 土壤診断に基づく適正な肥培管理を行う。

- 二 土壤の性質の改善目標
- 1 水田

- (1) 土壤PHは、五・五以上六・五以下とする。
(2) 有効態けい酸含有量は、乾度百グラム当たり十五ミリグラム以上とする。
(3) 可給態窒素含有量は、乾度百グラム当たり八ミリグラム以上とする。

- 2 水田転換樹園地

- (1) 主要根群域の粗孔隙量は、十パーセント以上とする。
(2) 土壤PHは、五・五以上六・五以下とする。
(3) 塩基飽和度は、六十パーセント以上八十パーセント以下とする。
(4) 可給態窒素含有量は、乾度百グラム当たり五ミリグラム以上とする。

三 土壤の性質を改善するための資材の施用に関する事項及び耕うん整地その他地力の増進に必要な営農に関する事項

- 1 水田

- よるグライ土壤が混在している。
これらの土壤は、有効土層が浅く、砂礫質のため保肥力・保水性に乏しい。
また、水田転換作物として、梨、りんご、柿などが園地化により栽培されている。

耕を図る。

(二) けい酸質資材の施用を図る。

(三) 有機質資材を積極的に投入し、保肥力・保水性の改善を図る。その際、排水不良水田では生わら施用を控え、十分に腐熟した有機物を用いる。

2 水田転換樹園地

(一) バックホー等で樹間の心土破碎を行い、透水性の改善と粗孔隙量の増加に努める。

(二) 適正な石灰質資材を選択し、土壤改良及び塩基バランスの改善を図る。

(三) 水田と同様、有機質資材の積極的な施用を図る。

その際、木質系のものにあっては、品質及び施用量に十分注意する。

四 その他地力の増進を図るために必要な事項

1 有機質資源の確保に努める。

2 水田転換樹園地では、額縁状の明きよ等により、隣接水田からの浸透水をしゃ断する。

3 排水不良水田では、中干し等の水管理を徹底する。また、冬季には地表面排水の促進に努める。

に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成三年一月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

船岡町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第十六号

江府町が行う土地改良事業（農林業地域改善対策事業本町五丁目地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地

改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ほ場整備事業大伊地区ほ場整備）

鳥取県告示第十五号

平成3年1月16日 水曜日

鳥取県公報

平成三年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成三年一月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十七号

鳥取県が行う土地改良事業（構造政策推進モデル集落整備事業島地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成三年一月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十八号

用瀬町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）別府地区農業用用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成三年一月十七日から二十日間

四 項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

三 縦覧に供する場所

用瀬町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）福岡地区農道整備）を平成三年一月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成三年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二十号

倉吉市が行う土地改良事業に係る上米積地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一

平成三年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成三年一月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成三年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

役場に備え置いて縦覧に供する。)

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
日野町	地区再編農業構造改善事業黒坂（中菅） 区画整理	平成二年十二月十五日

鳥取県告示第二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二十三号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市賀露町字六万坊一七一八の一（次の図に示す部分に限る。）、

字港ノ堺一七二八の二

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 解除に係る保安林の所在場所
日野郡日野町中菅字市ノ原奥五六九の一・字中山五七九の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 三 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第二十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

筆について次の図に示す部分に限る。)
二 保安林として指定された目的

魚つき
三 解除の理由
道路用地とするため

解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡郡家町大字姫路字後左近ノ一 七三八の一四

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び気高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成三年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二十五号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

氣高郡氣高町大字八束水字大磯二六七七の四・二六七七の五（以上二

平成3年1月16日 水曜日

鳥取県公報

鳥取県告示第二十七号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成三年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成二年十月十八日 鳥取県指令受都計三一一第九号
二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市桜谷字大路前

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市大覚寺一三一

株式会社ジューケン
代表取締役 上田重実

一 作業種類 基本測量（国土調査及び確定測量に伴う基準点測量）
二 作業地域 倉吉市、日野郡日南町、八頭郡八東町並びに東伯郡大栄町
及び北条町

三 終了年月日 平成二年十二月二十日

鳥取県告示第二十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成三年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成三年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

一 平成二年七月三十一日 鳥取県指令受鳥土維第二百六十五号
二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町北六丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥取市立川町一丁目九九一四

児嶋 隆

鳥取県告示第三十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成三年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成二年七月十八日 鳥取県指令受都計三一三第一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡淀江町大字西原字西岡ノ部

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

西伯郡淀江町大字西原一一二九一一

淀江町土地開発公社

理事長 森本和夫

鳥取県公安委員会告示第四号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十一号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定によ

り告示する。

平成三年一月十六日

鳥取県公安委員会委員長 廣 吉 卓 藏

遊技機の種類	型	式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	フィーバーチャレンジI	G P	株式会社三共
ロボくん	フィーバースパーク G P		
			株式会社大同

公安委員会告示